

# 職場での待遇に疑問を感じたら、労働局にご相談を ～チェックシートを使って確認しましょう～

## 対象者

パートタイム、アルバイト、契約社員で働かれている方

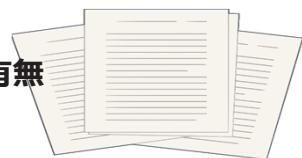
## 使用方法

現在働いている会社で、以下の7つの問にあてはまるものがあるかどうか確認してみましょう。

Q1

雇用された際や契約更新の際に文書で示された労働条件に、以下の項目がありますか？

- ・昇給の有無
- ・退職手当の有無
- ・賞与の有無
- ・相談窓口



ない そもそも文書で提示されていない

Q2

正社員と同じ仕事をしている場合、同じ研修や訓練を受講できますか？



できない

Q3

正社員と同じように、食堂、休憩室、更衣室などを利用できますか？



できない

Q4

正社員に転換するための機会がありますか？

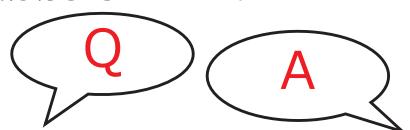


例：パート→正社員

ない

Q5

正社員との賃金や休暇制度の違いについて、社長や店長に尋ねると、説明してもらえますか？



ない

Q6

あなたと正社員との賃金や休暇制度の違いについて、相談できる窓口がありますか？



ない

Q7

雇用された際や契約更新の際に、賃金制度や教育訓練制度の内容について説明はありますか？

賃金制度  
教育訓練制度



ない

1つでもチェックが付いたら、お近くの労働局で相談してみましょう！  
詳しくは裏面へ！



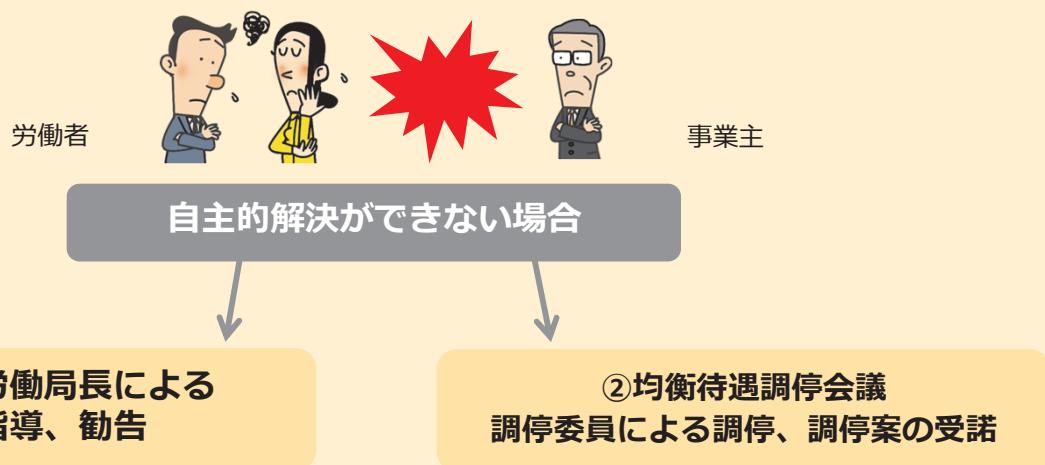
# パートタイム・有期雇用労働法とは

1. 正社員とパートタイム・有期雇用労働者との間で、**不合理な待遇差は禁止されています。**
2. 正社員との待遇差の内容や理由、待遇を決定するに当たって考慮した事項について、事業主に対し**いつでも説明を求めることができます。**  
※説明を求めたことに対して不利益な取扱いをすることは禁止されています！
3. 職場でのトラブルについて**紛争解決援助が利用できます。**

## 事業主とのトラブルを抱えて困った時は

職場でのトラブルについて**紛争解決援助**が利用できます。

都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）へご相談ください。職場のトラブル解決に向けたサポートをします。



**援助事例：**雇用環境・均等部（室）が企業に対して助言を行い、労働者には正社員と同様に通勤手当が全額支払われるようになった。

お問い合わせは  
各都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へ

熊本労働局 雇用環境均等室  
☎ 096-352-3865